

## 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱

令和5年3月30日付け4農畜機第7316号

昨今の国際情勢の影響により、配合飼料価格が大幅に上昇して畜産経営を圧迫していることから、農林水産省は配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要領（令和4年9月30日付け4畜産第1480号農林水産省畜産局長通知。以下「第3四半期要領」という。）に基づき、配合飼料価格安定制度（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知。以下「異常補填交付等要綱」という。）に定める異常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填をいう。）による令和4年度第3四半期の補填とは別に、生産コストの削減や飼料自給率の向上の取組を実践する畜産経営体に補填金を交付する事業（以下「第3四半期事業」という。）を行ったところである。

しかしながら、その後も配合飼料価格については、依然として高い水準が続いていることから、畜産物の生産コストの上昇を抑制する必要がある。このことから、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、第3四半期事業に引き続き、令和4年度第4四半期における配合飼料価格安定制度による補填後の飼料コストの実質負担額の増加の影響を緩和するための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって配合飼料価格の高騰が畜産経営に与える影響の緩和に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「安定機構」という。）とする。

### 第2 事業の内容

安定機構は、配合飼料価格安定基金（異常補填交付等要綱に定める一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及

び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金をいう。以下「全国基金」という。)及び配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約(以下「基本契約」という。)を締結した団体等を通じて、次の1及び2の取組を行うものとする。

#### 1 補填金の交付

生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営体に対する配合飼料の購入に係る補填金の交付

#### 2 事業の推進指導

1の事業に必要な事務、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等

### 第3 事業の要件

#### 1 補填金の交付対象

(1) 第2の1の補填金の交付対象となる配合飼料は、配合飼料価格安定制度による価格差補填の対象となるものに限る。

(2) 第2の1の補填金の交付対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和4年度第4四半期の配合飼料購入数量とする。

ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、配合飼料価格安定制度による価格差補填の契約数量(以下「契約数量」という。)を上回る場合は、当該契約数量を上限とする。

(3) 第2の1の補填金の交付対象者は、生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営体であって、令和4年度第4四半期において配合飼料価格安定制度に加入している者とする。

#### 2 生産コストの削減及び飼料自給率の向上の取組

(1) 事業実施に当たって、畜産経営体は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るため、別表1に掲げる取組のうち、「Ⅰ. 畜種共通」及び「Ⅱ. 畜種別」の取組項目から1つ、「Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減」から1つ、計2つを選択し、取り組むものとする。

なお、畜産経営体が本事業で選択する生産コストの削減及び飼料自給率の向上の取組内容については、第3四半期事業において選択した取組内容を引き続き実施することができるものとする。

それぞれの取組は令和5年度までに取り組むこととする。

なお、当該取組については、この事業に参加する畜産経営体におけるこれまでの取組の継続についても対象にすることとする。この場合、畜産経営体は、令和5年度まで当該取組を継続するものとする。

- (2) 畜産経営体が(1)の取組を実施したことを証する書類は、当該経営体において保管することとする。

#### 第4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度及び令和5年度とする。

#### 第5 実施要領等の作成

- 1 安定機構は、事業の実施に当たっては、事業の趣旨、事業の内容、補填金の交付手続、全国基金から安定機構への補填金の交付請求に係る手続、実績報告等の期日、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領をあらかじめ作成して、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。
- 2 安定機構は、前項の承認を受けた後に、全国基金に対し、実施要領を定めた旨を通知することとする。
- 3 実施要領の変更については、前2項の規定を準用する。
- 4 全国基金は、事業の実施に当たっては、事業の内容、実施体制、補填金の交付手続、畜産経営体からの補填金の交付申請、実績報告の期日、事務の委託等に係る規程をあらかじめ定め、安定機構の承認を受けるものとする。
- 5 規程の変更については、前項の規定を準用する。

#### 第6 事務の委託

- 1 全国基金は、第2の事業を実施するに当たり、第5の4の規程に定めた事務を次のア又はイに委託することができる。
  - ア 農業協同組合連合会（同連合会との間で出資の関係がある団体であって、基本契約を締結し、同契約に基づき価格差補填金を交付する団体を含む。以下「全国連」という。）
  - イ 全国基金が、配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約を締結した団体（以下「地域基金協会」という。）
- 2 全国連は、前項の規定に基づき委託を受けた事務について、おおよそ都道府県を活動の単位とするとともに配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約を締結し同契約に基づき価格差補填金を交付する団体（以下「都道府県連」という。）に、当該事務の全部又は一部を再委託することができる。
- 3 全国連及び都道府県連は、前2項の規定に基づき委託を受けた事務について、都道府県未満の地域を活動の単位とするとともに配合飼料価格安定制度の価格差

補填に係る基本契約を締結し同契約に基づき価格差補填金を交付する団体（以下「地域農協」という。）に、当該事務の全部又は一部を再委託することができる。

4 地域基金協会は、第1項の規定に基づき委託を受けた事務について、配合飼料価格安定制度において地域基金協会と畜産経営者との間の事務を補助する団体（以下「荷受組合」という。）に、当該事務の全部又は一部を委託することができる。

5 全国基金、全国連、地域基金協会、都道府県連並びに地域農協（以下「全国基金等」という。）及び荷受組合は、第2の事業を実施するに当たり、事務の委託を行う場合には、当該委託に係る委託者と受託者の間で委託契約を締結するものとし、委託契約書には補填金の交付手続、補填金の交付等の実績報告、畜産経営体による生産コストの削減及び飼料自給率向上の取組の実施状況報告、書類の保管等に関する規程を定めるとともに、本要綱に定める事項を遵守する旨を定めることとする。

ただし、4の規定に基づく委託に係る委託契約書は、補填金の交付手続及び補填金の交付等の実績報告に関する規程を定めないこととする。

## 第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に掲げる補助対象経費及び補助率により、安定機構が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第8 補助金等交付の手続等

### 1 補助金交付の手続等

#### (1) 補助金の交付申請

安定機構は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### (2) 事業の変更承認申請

安定機構は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

#### (3) 補助金の概算払

ア 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

イ 安定機構は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 2 補填金の交付手続等

(1) 補填金の交付を受けようとする畜産経営体は、当該畜産経営体が加入する配合飼料価格安定制度の価格差補填の窓口となっている全国基金等であって、本事業の窓口を行う団体（以下「窓口団体」という。）に対し、安定機構が別に定める参加申込書兼申請書により、全国基金が第5の4により定めた期日までに申請を行うものとする。

なお、当該畜産経営体は、全国基金等が保有する配合飼料価格安定制度及び第3四半期事業に係る情報について、農林水産省、機構、安定機構及び全国基金等が本事業の執行に必要な範囲で利用することに同意するものとする。

(2) 前項の申請を受けた窓口団体は、当該窓口団体及び全国基金等が保有する情報に基づき、本事業の交付対象数量を第3の1の(2)に基づく数量とするとともに、その他補填金の交付に必要な要件を満たすと確認できた場合に限り、補填金を交付できるものとする。

なお、補填金の交付は、配合飼料価格安定制度による補填金の振込みと別日に行うものとする。

(3) 補填金の交付を受けた畜産経営体は、前項の交付を受けた後であって、配合飼料価格安定制度における価格差補填の対象となる数量の減少等により補填金に過払いが生じた際には、当該金額を窓口団体に返納するものとする。この場合、配合飼料価格安定制度における過払金の返納と同時に行うことができるが、同制度に係る金額と分けて返納するものとする。

(4) 窓口団体は、補填金に係る過払金の返納を受けた場合、当該団体に対して補填金を交付した全国基金等（以下「交付団体」という。）に対して当該金額を返納するものとし、全国基金は、補填金に係る過払金の返納を受けた場合、安定機構に当該金額を返納するものとする。

(5) 全国基金等は、畜産経営体に対して補填金を交付した後であって、配合飼料価格安定制度における価格差補填の対象となる数量の増加等により畜産経営体に対する補填額に不足が生じた際には、畜産経営体に当該金額を追加交付することができるものとする。この場合、配合飼料価格安定制度における追加交付と同時に行うことができるが、同制度に係る金額と分けて交付するものとする。

なお、追加交付の対象者は、全国基金が第5の4により定めた期日までに本事業の申請を行った畜産経営体に限るものとする。

## 第9 補助金の実績報告

安定機構は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

## 第10 取組の実施状況の報告

1 補填金の交付を受けた畜産経営体は、令和6年4月末までに、安定機構が別に定める報告書により、第3の2の(1)の取組の実施状況等を窓口団体に報告するものとする。ただし、第3四半期事業の補填金の交付対象者の当該取組の確認については、第3四半期要領第11の1の規定に基づく同要領第3の2の(1)の取組の実施状況報告をもって、代えることができるものとする。窓口団体はこれを取りまとめた上で、交付団体に報告するものとする。

なお、第6の1から4までに定める事務の委託を受託した者にあつては、委託契約に基づき委託者に報告するものとする。

- 2 全国基金は、前項の報告を取りまとめ、安定機構に報告するものとする。
- 3 安定機構は、前項の報告を取りまとめ、令和6年7月末までに、理事長に報告するものとする。
- 4 全国基金等は、1による報告の結果、取組が不十分であると認めた畜産経営体に対して、必要な指導を行うことができるとともに、改善措置の報告を求めることができるものとする。

## 第11 補助金等の返還

1 補填金の交付を受けた畜産経営体は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、交付を受けた補填金を窓口団体に返還するものとする。

(1) 令和5年度までに別表1の取組を中止した場合(ただし、取組を変更する場合又は廃業や被災等によるものであって全国基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りでない。)

(2) 令和5年度まで実施した別表1の取組が2つに満たない場合

(3) 虚偽の報告等により補填金の交付を不正に受けた場合

2 窓口団体は、前項の返還額を受け取った場合には、交付団体に返還することとし、全国基金は、当該返還額を受け取った場合には、安定機構に返還することと

する。

なお、第6の1から3までの規定に基づき事務の委託を受けた団体にあつては、前項の返還額を受け取った場合には、委託契約に基づき委託者に返還するものとする。

- 3 安定機構は、前項の返還額を受け取った場合には機構に返還するものとする。

## 第12 事業の推進指導

安定機構は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携、畜産経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第13 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 安定機構は、機構に対して第8の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 安定機構は、1のただし書により申請をした場合において、第9に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 安定機構は、1のただし書により申請をした場合において、第9に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は不明な場合であっても、その状況等について適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第14 帳簿等の整備保管等

- 1 安定機構は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものと

し、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業実施及び実績について、必要に応じ、安定機構に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。
- 4 全国基金は、安定機構から本事業に係る補助金を受け入れた場合には、他の財産と区分して経理するものとする。
- 5 全国基金は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、安定機構が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 6 畜産経営体が、第3の2(1)の取組を実施したことを証する書類の保存期間は、安定機構が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第15 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7316号）

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

## 別表 1

### 畜産農家が生産コストの削減・飼料自給率の向上に向け取り組むメニュー

#### 【条件】

- ・以下の（Ⅰ．畜種共通）、（Ⅱ．畜種別）の取組項目から1つ、（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）から1つ、計2つ選択すること（既存の取組でも可）。
- ・それぞれの取組は令和5年度までに取り組むこととする。なお、既存の取組は令和5年度まで継続することを必須とする。

#### （Ⅰ．畜種共通）

- ・疾病・事故率などの低減
- ・暑熱・寒冷対策による生産性の改善
- ・国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加
- ・副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減

#### （Ⅱ．畜種別）

##### （酪農）

- ・牛群検定を活用した生産性の向上
- ・分娩間隔の短縮
- ・国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む）

む）

##### （肉用牛）

- ・肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
- ・分娩間隔の短縮

##### （豚）

- ・ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減
- ・人工授精を活用した生産コストの削減
- ・優良系統の導入による生産性の向上
- ・オールイン・オールアウトによる事故率の低減

##### （採卵鶏・肉用鶏）

- ・優良系統の導入による生産性の向上
- ・オールイン・オールアウトによる事故率の低減

#### （Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）

- ・国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量低減
- ・飼料成分分析に基づく飼料設計の改善
- ・エサ寄せロボットの活用
- ・自動給餌機の活用
- ・搾乳ロボットの活用（飼料給餌機能付きのものに限る）
- ・多回給餌
- ・リキッドフィーディングの活用

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 補填金の交付	安定機構が全国基金等を通じて畜産経営体に対して交付する補填金	定額 (配合飼料1トン当たり8,500円)
2 事業の推進指導	1の事業の推進等をするのに必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業を下記のとおり実施したので、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱第8の1の(1)の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補 助 金	その他	
1 補填金の交付				
2 事業の推進指導				
合計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日  
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款  
(2) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施計画

1 補填金交付計画

配合飼料価格 安定基金名	対象者数	配合飼料価格安 定制度による価 格差補填の契約 数量(トン) ①	単価(円/トン) ②	補填金額③=① ×②(円)
計				

注 配合飼料価格安定制度における契約数量の都道府県別概要を添付すること。

2 事業の推進指導

(単位:円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

別紙様式第2号

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった配合飼料価格高騰緊急特別対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱第8の1の(2)の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補助金	その他	
1 補填金の交付				
2 事業の推進指導				
合 計				

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるように変更前を( )書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の  
あった配合飼料価格高騰緊急特別対策事業について、下記のとおり金 円  
を概算払により交付されたく、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱第8の1  
の(3)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出 来高 (④+ ⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構補 助金 ②	事業 費 ③	機構補 助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
1 補填金 の交付		円	円	円	%	円	円	%	円
2 事業の 推進指導									
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必  
要額の積算根拠として、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業

1 補填金の交付

配合飼料価格安定基金名	対象者数	配合飼料価格安定制度による価格差補填の契約数量(トン) ①	配合飼料購入数量(トン) ②	補填金対象数量(トン) ③ (①と②のいずれか少ない数量)	単価(円/トン) ④	補填金額⑤(円)
計						

注1 補填金対象数量③は、対象者別の①と②のいずれか少ない方を合算したものであり、必ずしも①と②に合致しない。

2 配合飼料価格安定制度の補填金の都道府県別概要を添付すること。

2 事業の推進指導

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

別紙様式第4号

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった配合飼料価格高騰緊急特別対策事業について、下記のとおり実施したので、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱第9の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額 ⑤	差引精算 払 請求額 ⑥=④－ ⑤
	事業 費①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構補 助金 ④		
1 補填金の交付						
2 事業の推進指導						
計						

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

(注) 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

別紙様式第4号の別紙

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績

1 補填金の交付

配合飼料価格安定基金名	対象者数	配合飼料価格安定制度による価格差補填の契約数量(トン) ①	配合飼料購入数量(トン) ②	補填金対象数量(トン) ③ (①と②のいずれか少ない数量)	単価(円/トン) ④	補填金額⑤(円)
計						

注1 補填金対象数量③は、対象者別の①と②のいずれか少ない方を合算したものであり、必ずしも①と②に合致しない。

2 配合飼料価格安定制度の補填金の都道府県別概要を添付すること。

2 事業の推進指導

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

別紙様式第5号

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業について、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額  
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
金 円  
注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
  - ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
  - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内容を確認できる資料も併せて提出すること)
  - ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状

況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料